

安心して暮らしているために

頼りに なります消費生活センター

毎年五月は消費者月間です。今年度のテーマは「安全・安心に暮らせる社会をめざして」。本市でも消費生活センターで、悪質商法の被害や契約トラブルなどから消費者の生活を守るための、相談や各種事業などの活動を行っています。今回は、同センターの活動状況や、平成十三年度の相談状況などを紹介します。

相談やセミナーで

正しい知識を

消費生活センターでは、安心して消費生活を送るための講座の開催、情報提供などを実施しています。

消費生活相談

相談時間：午前9時～午後4時（土日曜・祝日・年末年始を除く）

講座・セミナーの開催

身近な問題をテーマに、皆さんの暮らしに役立つ講座やセミナーを開催しています。

消費者講座

消費生活に関連するテーマを取り上げ、多くの皆さんに参加していただける専門講座です。

日時：5月24日 午後1時30分～3

時 会場：前橋テルサ 対象：一般、先着九十人 テーマ：講師「増える契約トラブル」契約に強くなる」弁護士・宇都宮健児さん 申し込み：消費生活センターへ

暮らしのセミナー

自立した主体性のある消費者になるために、生活知識などを専門的に学習します。週一回、四週連続の講座で、年二回開催しています。

出前講座

消費生活啓発員が学校や企業、地域などに出向き、寸劇などで悪質商法を分かりやすく解説します。

不用品情報交換制度「友愛ネット」

家庭で不用になっても、十分利用できる生活用品を有効に活用するため、品物を希望する人、提供する人双方の情報を提供しています。

